

## 三輪財産区の成り立ち

西暦 765 年大和国城上郡三輪神社に 160 戸封入されたとき、摂津国に 25 戸配置された。各地の由緒あるところを神封地とし摂津国では大神郷（おおむちのごおり）と呼ばれた。

現在、大神郷に関連した物で、地名として残っているのは、大道ヶ平だけである。この区は上野から西北の虫尾に至り、東は香下から山田、桑原、高次の北部より三輪神社を経て上野に通じる広大なもので三輪財産区の土地もこの中にある。

1185 年～源満仲が川辺郡多田を根拠としその勢力範囲に属していた。1319 年～大和国城上松山出身の松山氏が 1334 年～36 年代官としてやってきた。この頃三輪地区には、地方の豪族、大堂甚五郎が住んでいて、三輪山に籠り、松山は城山に城を築く。大堂に勝利した松山は、戦火で焼けた三輪神社の社殿を再建し三輪村を城下町(松山荘)とした。

江戸時代、有馬豊氏、松平康永らが三田城主となった後、1633 年九鬼久隆が三田に移封され三輪地区もその領地となる。

明治維新に旧諸侯の領地も国有地となり、社寺有地も境内を除き国有化されていった。旧三輪村も廃藩置県により、三田町となり兵庫県の管轄となる。

●この時入会地で官有地編入を免れた大道ヶ平は、三輪・高次・桑原・山田の各村の共有林として維持されることとなった。

明治 5 年大蔵省の通達で民有地としての地券を交付し、土地の所有者を明らかにした。当時入り合い会の所有名義の付け方は申請者次第であり、確定した基準は無かったが、村の名義による場合が財産区となっていった。

●三輪村の場合、当時植林や焼き払いなどをしていた 18 人衆で大道ヶ平の山林を払いうけ管理していた。明治 6 年に大政官布告で地租改正条例が公布され、これまでは土地の収穫を基準として地租が課せられていたが、土地の原価に応じて課税されることとなった。土地からの収入が上がらない山や荒地を持っていても、税金を払う値打ちも無いので三輪村(今の三輪区)で管理してもらうようになった。

●明治 21 年町村制交付・・・・町村を行政単位として把握し、行政能率の向上をはかり、近代的な地方自治としてふさわしい規模とすることとした。

この時各地で町村合併を進め、市町村が法人格として成文化され、近代的な地方自治の体制が建てられた。

●明治22年の町村合併で11ヶ村が合併して新三輪村となるが、旧三輪村の財産を新三輪村に引き継がず留保した。また、町村制施行以前より4ヶ村の共有財産であった山林も、そのまま共有財産として存続した。しかし、この合併を契機として明治21年の内務省訓令により使用区域の再編成が行われ、山田村・高次村・桑原村・三輪村が協議しそれぞれの区域に属する土地をそれぞれの村の専有とすることになり、この結果、売買により大道ヶ原の原野の多くは三輪村に帰属し、登記面は明治24年12月に行われ公法上の所有権が明確になった。

●明治から大正時代にかけてはこの付近(大道ヶ原)はマツタケ狩りの絶好の場で、秋には業者にマツタケ山を貸し賃料を得た。また、植林事業に利用されたり、明治39年には、耐火煉瓦製造原料の白土乾燥場として貸し、明治40年には90アールの土地を長尾村の安井氏が借り受け馬の教練場に使う契約を交わしている。この時代に隣接の村同士で地所交換、譲渡、売買、拡張や賃貸も盛んに行われていた。

●原野掛金簿によると、大道ヶ平原野の株を持っているものだけが原野借受の権利を持つようになっていたが、株そのものの所有者が三輪村以外の人が増え入会権の解体に繋がった。

○昭和に入って、神戸ゴルフ倶楽部に在籍していた佐藤満氏が大道ヶ平にゴルフ場を開場したいと三田町役場を通じて三輪村へ打診した。三輪区長は16隣保の代表者と協議し41.5ヘクタールを年間1,000円で向こう30年間賃貸することを承諾(ちなみにマツタケ山の年間賃料は150円~200円)。残りの土地は白土採取などに利用されている状況だった。

\*昭和5年、川除地区とかがんがい用水をめぐる紛争がおき、翌6年三輪町長が調停に乗り出す。その折の協定書に三輪区有の上野の山林のうち、川除区が下草採取の件はお互い無関係とし毎年95円を交付するとなった。現在も毎年三輪区が川除区に支払っている。

○昭和12年日支事変がおこり、上野ヶ原に陸軍病院設置の動きがあり、13年大原の借地33万坪を買い上げ傷い軍人療養所を設けた。16年太平洋戦争が勃発。19年にはゴルフ場は食料自給自足農場となり、翌20年ゴルフ場は閉鎖されてしまった。跡地は燃料貯蔵所になり、終戦を迎えた。

○24年三輪区より借り受け農場の経営をしていた日本建設産業(株)が、経営不振のため24年三輪区に土地を返還した。その後近畿産業(株)を経て、木下正一氏が乳牛を放牧したりして28年ゴルフ場再開に至るのだが、昭和21年施行の自作農創特別措置法により兵庫県農林部開拓課が、未墾地として買取する旨の通知があった。

○終戦による混乱期で農地として開放するか、従来通り区有財産として時代に適合した利用方法をみいだすか財産区は一大危機に直面した。三輪区長は成谷区と共に未開墾地として不適合であると主張し、当時の三輪町長・県農業委員長・三輪農業委員の協力を得て、買収の危機から上野ヶ原の原野を守った。

さらに24年ゴルフ場全体に結核コロニー構想が持ち上がるも、地元民の強い反対で見送られることとなった。

○昭和28年1月、三輪区・成谷区と三田ゴルフクラブとの間で土地賃貸借契約成立。ゴルフ場再開。その年町村合併促進法が公布され、31年三田・三輪・広野・小野・高平の5ヶ町村が合併し三田町となり、32年に三田町と相野町が合併し、昭和33年7月三田市市制施行現在の新三田町が誕生した。

◎戦後三輪区有財産は、三輪区長を中心に16人の組長によって運営が行われ、管理は三輪町長がするという形が続けられてきた。昭和32年以降は三輪区推進委員10名、組長3名、区長1名 計14名の三輪区独自の財産管理委員会によりすべてを処理していた。

◎市制施行当時、市側は区有財産を共有財産にするよう主張。区側は将来を見越して財産区議会を設置して管理してきたいとする。

市は財産区になれば土地に対して課税できなくなり税収が減るとの思惑であったが、三輪村名義の財産は地方自治法294条により、財産区の所有とされていること。主要事案等については町議会で議決を経て処理するなど公的な維持管理を行ってきたので、区民の意志を尊重する具体的な機関を設け、財産の維持管理をすることになった。

昭和の大合併時（昭和35年）神戸市との合併問題起こるなか

○昭和35年9月 三田市市議会に「三輪財産区設置条例」上程 ⇒ 継続審議

10月 臨時会で可決、11月1日 施行

特別地方公共団体《三田市三輪財産区》と認定

《三田市三輪財産区議会》誕生

→（財産区管理のための議決機関で区民の意思を尊重する議会）

◎ 財産区は公法人なので、営利を目的とせず、収益を構成員に分与できない。また、財産区は市町村の一部に財産を所有する事実によってのみ法人格が与えられているので、財産の全部を処分した場合は消滅し、再び復活することは不可能である。

参考文献 「三輪財産区のあゆみ20周年記念誌」

「三輪財産区50周年記念誌——新たなる未来へ」

「三輪財産区議会令和3年9月議員研修資料」